無縁墳墓等改葬公告

豊丘村林区にて所管する土地（詳細は、墳墓等所在地のとおり）に於いて、関係者不明の墓石があり、この程、第三者へ当該土地の提供を行うこととしたため、無縁墳墓等について改葬することとなりますので、墓石所有等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十九年三月三十一日

一、墳墓等所在地　長野県下伊那郡豊丘村大字神稲一二五二六番二七六

一、墳墓等の名称　なし

一、死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

一、改葬を行おうとする者　長野県下伊那郡豊丘村神稲五九六八番地六　豊丘村林区区長　北澤　貢

無縁墳墓等改葬公告

栖岸寺墓地整備のために無縁墳墓等について改葬することを計画しています。墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、平成三十一年三月三十一日までにお申し出下さい。

尚、期日までにお申し出なき場合は、無縁供養墓に改葬致しますのでご承知下さい。

平成二十九年三月三十一日

一、墳墓等所在地　鳥取県鳥取市湖山町北一丁目三八七番地

一、墳墓等の名称　栖岸寺境内墓地

一、無縁墳墓使用者死亡者の本籍及び氏名　不詳

一、改葬を計画している者　鳥取県鳥取市湖山町北一丁目三八七番地　宗教法人栖岸寺　代表役員　城戸　法文

無縁墳墓等改葬公告

墓地の景観維持のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十九年三月三十一日

一、墳墓等所在地　岡山市北区北長瀬表町二丁目二番一一一

一、墳墓等の名称　岡山市北長瀬大野辻墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　●子　喜録夫婦之墓　その他氏名不詳

一、改葬を行おうとする者　岡山市北区北長瀬表町二丁目九番七　大野辻墓地管理運営会　連絡先　電話〇八六―二四一―一一一四

気仙沼市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　気仙沼市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称　気仙沼市営住宅条例（平成十八年気仙沼市条例第百四十九号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間　平成二十九年四月一日から　平成三十年三月三十一日まで　平成二十九年三月三十一日　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号　宮城県住宅供給公社　理事長　今野　純一

南三陸町町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　南三陸町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称　南三陸町町営住宅条例（平成十七年南三陸町条例第百五十三号）に掲げる町営住宅等

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間　平成二十九年四月一日から　平成三十年三月三十一日まで　平成二十九年三月三十一日　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号　宮城県住宅供給公社　理事長　今野　純一

女川町営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　女川町に代わって町営住宅及び共同施設（以下「町営住宅等」という。）の管理を行う者　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う町営住宅等の名称　女川町営住宅条例（平成九年女川町条例第二十号）に掲げる町営住宅等

三　一で定める者が行う町営住宅等の管理の内容　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて町営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が町営住宅等の管理を行う期間　平成二十九年四月一日から　平成三十年三月三十一日まで　平成二十九年三月三十一日　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号　宮城県住宅供給公社　理事長　今野　純一

東松島市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　東松島市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称　東松島市営住宅条例（平成十七年東松島市条例第百五十一号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間　平成二十九年四月一日から　平成三十三年三月三十一日まで　平成二十九年三月三十一日　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号　宮城県住宅供給公社　理事長　今野　純一

多賀城市営住宅等の管理の特例に係る公告

公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号。以下「法」という。）第四十七条第二項の規定に基づき、次のとおり公告する。

一　多賀城市に代わって市営住宅及び共同施設（以下「市営住宅等」という。）の管理を行う者　宮城県住宅供給公社

二　一で定める者が管理を行う市営住宅等の名称　多賀城市営住宅条例（平成九年多賀城市条例第十三号）に掲げる市営住宅等

三　一で定める者が行う市営住宅等の管理の内容　法第三章の規定（家賃の決定並びに家賃、敷金その他の金銭の請求、徴収及び減免に関することを除く。）に基づいて市営住宅等の管理を行うこと。

四　一で定める者が市営住宅等の管理を行う期間　平成二十九年四月一日から　平成三十二年三月三十一日まで　平成二十九年三月三十一日　仙台市青葉区上杉一丁目一番二〇号　宮城県住宅供給公社　理事長　今野　純一

第151期決算公告　平成29年3月31日

東京都千代田区九段北一丁目13番12号

萬有製薬株式会社

代表取締役社長　ヤニー・ウェストハイゼン

貸借対照表の要旨（平成28年12月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	177,451
	固定資産	36,901
	合計	214,352
負債及び純資産の部	流動負債	597
	固定負債	66
	株主資本	213,688
	資本金	100
	資本剰余金	89,416
	利益剰余金	124,171
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	124,146
	（うち当期純利益）	（239）
	合計	214,352